東川町「できる。交付金」交付要綱

（趣旨及び目的）

第１条　この要綱は、自ら学び活動目標を共にするグループ活動に対し、町が積極的に支援し、一人ひとりの学習意欲を高め、潜在能力を引き出し、個々のやりたいや興味のある夢や希望の実現と、活動意欲のある人の居場所づくりや活躍する場の創出といったコミュニティ活動の活発化へ繋げることを目的に、東川町「できる。交付金」（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、団体等とは「できる。ナビ」の登録者であって、以下に掲げるいずれかに該当する団体をいう。

(1)　東川町内（以下「町内」という。）に居住する人並びに町内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人及び活動する団体に所属する３名以上で構成する団体

(2)　日本国以外の国籍をもって町内に在留し、留学に準じて町が主催する短期日本語・日本文化研修を受講する者（以下「研修生」という。）で３名以上で構成する団体

（交付対象者）

第３条　交付金を受給できる団体等は、前条に定める者で、下記の各号に該当する者とする。

(1)　積極的に自ら学ぼうとする意欲を持ち、かつ修得した知識や見聞を町民に還元できる者

(2)　学んだ知識や見聞を今後の東川町のまちづくりに活かせる者

(3)　今後も上記の取り組みを継続して実践することが期待できる者

（交付対象事業）

第４条　この交付金の対象事業は、団体等が行う次の各号に掲げる事業とし、政治活動、宗教活動を目的としないものとする。

(1)　自ら学び活動目標を共にするグループ活動で、夢や希望を実現するための事業

(2)　自主的に学び、自らの知識や見聞をさらに高める事業

(3)　まちづくりの推進に活かせる事業

(4)　居場所づくりや活躍する場を創出する事業

(5)　その他町長が特に認める事業

（交付対象経費）

第５条　交付金の交付対象経費は、下記のものとする。

講師謝金、視察研修旅費、消耗品、食糧費（茶菓子、昼食・夕食（弁当））、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、使用料、備品購入費等

ただし、団体の経常的な活動に要する経費は対象外とする。

２　食糧費については、必要最低限のものとし、補助対象経費の２割を超えない範囲で町内店舗を利用したものに限る。飲酒は除く。昼食・夕食については、１名につき 1,000 円以内とする。

（事業実施期間）

第６条　この交付金の事業対象の実施期間は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（交付金額）

第７条　交付金額は、補助対象経費から自主財源等及び講座の参加費用等の収入を控除した後の補

助対象経費の10分の10以内とし、一団体につき５万円を上限とする。

２　前項のほか、町長が特に必要と認める場合は、交付金額を変更することができる。

（交付回数）

第８条　交付金の交付回数は以下のとおりとする。ただし、町長が認める場合はその回数を変更することができる。

(1)　当該団体としての権利行使は、年１回限りとする。

(2)　同じ構成員であっても、学習目的が異なる活動については、交付対象とする。
　　ただし、同じ構成員による団体の申請は２回までとする。

(3)　交付金の交付を受けようとする団体等は、交付決定額の７割を上限に概算払いを受けることができる。

（交付方法）

第９条　交付金の支給については、申請者より指定のあった支払方法により現金にて支給する。

（交付申請方法）

第10条　交付金の申請を希望する者は、東川町「できる。交付金」事前相談票（様式第１号）により事前に相談するものとする。

２　事前相談の結果、交付金の申請は認められた者は、次の各号に掲げる書類を作成し、町長に提出するものとする。

次の各号に掲げる書類を作成し、町長に提出するものとする。

(1)　東川町「できる。交付金」交付申請書兼概算払申請書（様式第２号）

(2)　団体構成員名簿（任意様式）

(3)　パスポートの写し、又はそれに準ずるもの（研修生が申請する場合のみ）

（交付決定及び通知）

第11条　町長は、団体から交付申請があったときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、交付決定を行い申請者に通知する。

（交付決定の取消等）

第12条　町長は、交付金の交付を決定した後においても、団体等が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、その決定を取り消すことができる。

(1)　第３条の受給資格に該当しなくなった場合

(2)　虚偽の申請、その他不正な手段により交付金の交付決定を受けた場合

(3)　学習活動状況が著しく不良であると判断された場合

（返還）

第13条　町長は、前条の規定により交付金の交付を取り消した場合において、すでに交付した交付金の全部または一部の返納を命ずることができる。

（活動報告）

第14条　団体等は、学習活動終了後、活動写真を添えて、速やかに東川町「できる。交付金」活動報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

２　団体等は、その他、町長が特に提出が必要と認める書類を求められた場合、速やかに提出しなければならない。

３　町長は、活動報告書を受理し内容を確認後、適正と認めた場合は交付決定額から概算払金額を差し引いた残りの金額を交付するものとする。

（事務）

第15条　交付金の交付事務は、東川町教育委員会生涯学習推進課で行う。

（施行規定）

第16条　この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日より施行する。